

第5回鹿児島地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成18年1月17日(火)午後3時から午後5時まで

2 場 所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 江口まさよ, 江藤 孝, 高野 裕, たもつゆかり, 寺尾 洋(委員長),
豊重哲郎, 牧 公子, 増田秀雄, 三井隆史

(オブ) 渡部市郎刑事部裁判官

(庶務) 事務局長, 民事首席書記官, 刑事首席書記官, 総務課長

4 議事

(1) 所長あいさつ

(2) 新委員(江口まさよ, 牧 公子, 増田秀雄)の紹介

(3) 討議

別紙のとおり(委員長, A~H, オブ, 庶務)

(4) 次回期日

平成18年7月5日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

(5) 次回テーマ

裁判員制度について(継続テーマ)

- 参加への国民の理解を得るための広報事務の在り方 -

(別紙)

【今回テーマ】

裁判員制度について - 参加への国民の理解を得るための広報事務の在り方 -

- 1 刑事部渡部市郎裁判官による制度説明
- 2 ビデオ「あなたも参加する刑事裁判～裁判員制度が始まります～」の上映
- 3 意見交換

裁判官の説明及びビデオによって、裁判員制度についてどのような印象を持たれましたか。特に裁判員制度導入の意義についてどのようにお考えですか。

A 裁判所については、身近な場所ではなく、足を運びにくい場所であると感じてしまいます。そして、裁判員として参加することは、非常に責任が重いと感じています。しかし、裁判員制度のパンフレットを読ませていただいたり、また、今のビデオを見た限りでは、裁判員制度について、裁判官からいろいろ説明してもらえるということですので、実際の裁判員裁判では困らないのかもしれませんが。しかし、その前段階である「身近でない場所」、「足を運びたくない場所」という裁判所に対する国民のイメージを払拭しなければ、国民は裁判制度そのものを身近なものとして受け入れることはできないのではないかと思います。国民にとっては、裁判所に対する「身近でない」、「足を運びたくない」という先入観が非常に大きいと感じています。

B 私はDV事件の関係で裁判所によく足を運んでいますので、裁判所を身近に感じている方だと思います。これまで、裁判員制度に関する新聞や横断幕、また、おはら祭に法曹三者が参加しているのを目にしていました。

私は今回初めて委員会に参加しましたが、参加に当たって、職場や周りの人に裁判員制度について意見を聞いてみましたので紹介します。内閣府の世論調査によると、裁判員として参加したくない理由として、人を裁きたくない、有罪無罪の判断が難しそうであるということが挙げられていましたが、私の職場や周りの人も同様に、これらの点が引っかかっているようでした。素人の私たちに何ができるのだろうかという不安を感じています。ただ、裁判員制度のパンフレットを見て、国民の義務になるのであれば参加したいとか、好奇心もあるので参加したいという人もいました。私は是非参加したいと考えています。

C 鹿児島地裁では、裁判員裁判用法廷等はいつ頃できる予定ですか。

現在検討しているところであり、具体的には決まっていません。なお、福岡高裁管内では、福岡地裁で既に裁判員裁判用法廷が完成しています。

C 現在合議事件を取り扱っている名瀬支部でも、裁判員裁判が行われる予定ですか。

どの裁判所で裁判員裁判を行うかについては、現在検討中であると聞いています。

C 裁判員候補者の選任母体はどのようになるのでしょうか。例えば、鹿児島地裁で取り扱う裁判員裁判の対象事件について、加世田市の選挙人名簿に登載されている人が呼出しを受けるのですか。

裁判員候補者の選任母体をどのようにするかについては、現在のところ情報がありません。

裁判員制度の意義について、国民に対してどのような方法で理解してもらおうべきかという点から、御意見はありませんか。

D まず、裁判員制度のパンフレットについてですが、これはよくできていると思います。大学の授業でも使わせてもらいました。今後もこのパンフレットを活用していく必要があると思います。

また、裁判員裁判の裁判体の構成は、原則、裁判官3人と裁判員6人ですが、例外的に裁判官1人と裁判員4人という構成をとることもできます。刑事事件は事実認定に争いが無い場合がほとんどですから、個人的には例外による構成がほとんどではないかと考えています。裁判員の負担を考えると、例外による構成を取れなければ、裁判員制度そのものを維持していくのが難しいのではないかと思います。ただ、裁判員にとって、事実認定に争いがある事件は大変だと思います。ニュース等では冤罪事件についても取り上げられていますから、国民は裁判員となってそのような間違いを犯すのではないかと不安を持っています。その不安が参加を消極的にさせているのだと思います。今後は、国民のそのような不安を解消するようなピーアールをしていかなければならないと思います。

その他に、裁判員が実際の裁判において行うべきこととして法令の適用がありますが、裁判員にとって、法令の適用は大変難しい作業だと思います。裁判官は、裁判員に対して、法律用語をかみ砕いて丁寧に説明していく必要がありますし、そのことも今後の広報では強調していく必要があると思います。

B 地裁委員となった後、いろいろな方に現在の刑事裁判について意見を聞いてみました。再犯率が高いのではないかと、量刑が適切だったのか、量刑が軽いのではないかと、人の命が軽く見られているのではないかとというような意見が聞かれました。被告人に精神的疾患が疑われる場合は、審理が長引くというような話をする方もいました。

ところで、裁判員制度の理解のためにお聞きしますが、次のような場合はどうなるのでしょうか。

- (1) 裁判員が裁判の途中で病気になった場合、辞退できるのか。
- (2) 守秘義務とはどういうものか。
- (3) 自衛官は裁判員になることができないのに、警察官はどうしてなることができるのか。

(1) について

裁判員が裁判の途中で病気になった場合は、裁判員を辞退する旨の申し出をすることができます。裁判員になる前にそのようなことが予想される場合であれば、前もって申し出てもらった方がいいのかもしれませんが。

(2) について

裁判員の守秘義務については、その範囲を押さえておく必要があります。例えば、裁判員裁判における証拠調べで裁判員が直接証人から聞いた内容は、公開の法廷で行われていることから、守秘義務はありません。最も重要なことは、評議の秘

密です。評議での内容を漏らすことは許されていません。ただし、裁判員が感想を述べたりすることは守秘義務の問題ではありません。

評議の秘密を漏らしてはいけない理由は、一つは、裁判員が評議の結果と考えが違ったとか、評議の結果は何対何だったとかなどと述べると、裁判に対する信頼が揺らぐことになるからです。もう一つは、評議における裁判員の意見が漏れることによって、裁判員が、身の危険を感じたり、批判を浴びるのではないかという不安や評議での意見を他の裁判員が漏らすのではないかという不安を持ってしまうと、裁判員が評議で自由な意見を述べることができなくなるからです。評議の秘密は、裁判員がそれぞれの身を守るために非常に重要な義務であると考えています。

(3) について

自衛官や司法関係者等は裁判員になることができません。警察官も当該事件について職務を行った場合は裁判員になることができませんが、それ以外の場合では裁判員になることはできます。

鹿児島地裁では、11月29日、30日に裁判員裁判の模擬裁判を行っています。裁判員となった方々からはどのような感想が寄せられましたか。

まず、裁判員役には、裁判所、検察庁及び弁護士会から各2人ずつ合計6人を選出してもらいました。6人の裁判員役のうち、3人は民間の方であり、残りの3人は検察庁や裁判所の職員ですが、日ごろ刑事裁判事務に携わっていない職員を選出しました。

さて、裁判員役の方から寄せられた感想ですが、参加する前は、裁判員役の皆さんが、裁判は難しいのではないだろうか、専門用語が理解できないのではないかとといった不安を持っていました。しかし、裁判が始まる前に、裁判官が、裁判員役の方々に対して、約1時間裁判の流れ等を説明をしたところ、気が楽になった、専門用語も理解できた、裁判そのものが理解できたと感想を寄せています。

裁判員役の方々は、裁判員裁判で行われた証人調べにおいても、証人に対して活発に質問していましたし、また、評議においても、自由な発言ができて満足しているとか、意見を聴いてもらえてよかったとか、自分の知らない知識も教えてもらえてよかったという感想を述べていました。また、判決宣告についても、宣告に立ち会ってみて、自分たちの意見や議論が反映されたものであることが分かり、苦勞もしたが、充実したものであったという意見が寄せられました。

裁判員役の皆さんは、当初不安を持って参加されたようですが、結果的には、裁判員に参加してよかった、法律を知らなくても裁判員をやっていけるという感想を持ったようです。中には、また機会があれば参加したいとか、この経験を他の人に伝えて、国民の皆さんが進んで裁判員裁判に参加できるようになればいいという感想もありました。

評議においては、裁判員に十分に意見を述べてもらうことが必要ですが、その前提として、裁判そのものが裁判員に分かりやすいものでなくてはなりません。私は模擬裁判で裁判官役でしたが、今回の模擬裁判では、検察官、弁護士とも、これまでのやり方を変えて、裁判そのものが分かりやすいものとなっていましたので、裁判員役の方々は、今回の審理内容をスムーズに理解できたのではないかと思います。

また、評議では、まず裁判員の方々の意見を伺い、私たち裁判官の意見は最後まで出さないということを徹底しました。最後に私たちの意見を述べることにした結果、裁判員役の方々は、裁判官に意見を押しつけられたという印象は持たなかったのではないかと思います。

- E 国民の7割が裁判員として参加することに消極的である中で、今後国民の参加意識を高めていくということは大変なことだと思います。地方自治体も市民参加を推進していますが、その一方で市民の意識は未だに低い状況にあります。例えば、様々な調査を行っても回収率は低く、高齢層だけが回答しているという状況です。私が自身の仕事を通じて感じていることですが、全体的に公に対する意識が、国民には浸透していないのではないかと思います。

ところで、裁判員制度について私がまず思うのは、裁判に国民が参加することで、裁判制度そのものが変わっていくということ、専門家の言葉で話をされても一般の国民には分かりませんので、国民に分かりやすく説明するそちらの意義が非常に大きいのではないかと感じています。

しかし、それにしても、平成21年5月までに裁判員制度がスタートするのに、国民の7割が参加に消極的であるというこの数字だけは何とかなければいけません。救いは、これまでの模擬裁判や見学会のアンケートによれば、模擬裁判を体験したり、見学会に参加した方に、裁判員になってもいいかなという感想を持ってもらえていることです。今後はこれを積み重ねていく必要があるのだと思います。

また、裁判と国民には距離がありますから、理念だけを周知しても意味はありません。国民に裁判員裁判の具体的なイメージを伝えていく努力をしていかなければなりません。例えば、私は仕事を持っていますが、仕事を持っている人は、裁判員裁判のために、どのくらいの日数を拘束されて、1日にどのくらいの時間が必要なのかが気になると思います。裁判員制度のパンフレットで、Q&Aがありますが、Q&Aの内容も、その質問部分は様々な立場の人に疑問点を聞いて、それに対して答えていく形にすることが必要なのではないのでしょうか。そのような国民の側に立った広報をしていかなければならないと思います。

- B 裁判員制度に関心の高い方から聞いた話ですが、裁判員制度については、教育、特に小学校からの教育に取り入れていくべきではないかということです。我々国民には3つの義務がありますが、裁判員に参加することを4つ目の義務と位置づければ、自然と裁判に関わっていけるのではないのでしょうか。先程の方はそういう視点から、「守りたい人のために、救いたい人のために、やります。裁判員」という標語を作ったそうです。ここでいう「守りたい人」とは子どもたちのこと、「救いたい人」とは加害者にならないことを表していますが、小学校のころから、子どもたちに犯罪に対する認識を深めさせる教育をすれば、ひいてはそれが犯罪を抑制することに繋がるのではないかと思います。また、被害者を作らないことも大切ですが、加害者を作らないことはもっと大切なことではないかと思います。

- F 裁判員制度について地方でも学べる環境が必要です。これまで出張講演等はどちらかというと、鹿児島地裁本庁や鹿児島市を中心として開かれているようですが、今後出張講演等を管内の裁判所でも行う計画がありますか。

また、先程教育の中に裁判員制度に関する教育を取り入れるべきではという意見がありました。私も同感です。県下の小中高の先生に対する研修も必要だと思います。

支部のある地域でも出張講演を行っていますが、今後も引き続きやっていきたいと考えています。

法曹三者で立ち上げた裁判員制度広報鹿児島地方協議会では、社会教育施設や図書館、公民館に呼び掛けて、法曹三者で一体になって講師を派遣することが決定しており、近々、法曹三者で、県や市、教育委員会に要請に行く予定です。今後は、その中で学校教育も含めて検討していかなければならないと考えているところです。

G 裁判を傍聴できることを知らない人が多く、裁判の仕組みが国民に浸透していないと感じています。裁判所を身近に感じてもらうためにも、マスコミにも協力してもらって、裁判は自由に傍聴できるということを浸透させていく必要があると思います。

H 検察用では、広報用ビデオを各学校に配布することを計画しています。幅広い人にPRできるのではないかと考えています。

D 国民が裁判員になることに消極的であるという背景には、現在の裁判に対する信頼感が高く、逆に素人が出す結論は信頼できないという考えもあるのではないかと思います。

そこで、今後の広報に当たっては、裁判員裁判は、裁判員だけで結論を出すものではなく、裁判官も入ってチームとして結論を導き出すということも強調していかなければならないと思います。

(以上)